

福岡県公報

平成28年11月11日
第3843号

目次

告示(第786号-第796号)

○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課)	2
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	2
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	2
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	3
○保安林予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	3
○解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	3
○解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	4
○土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定	(環境保全課)	4
○特定猟具(銃器)使用禁止区域の指定	(自然環境課)	5
○鳥獣保護区の存続期間の更新	(自然環境課)	6
公 告		
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	9
○国土調査法に基づく地籍調査事業計画の一部変更	(農山漁村振興課)	9
○国土調査法に基づく地籍調査事業計画の一部変更	(農山漁村振興課)	9
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	10
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	10
○総合特別区域法に基づく指定法人の指定	(商工政策課)	10
○県営土地改良事業の換地計画	(農村森林整備課)	10
○宅地建物取引業者の免許の取消し	(建築指導課)	11
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	11

○福岡県土地利用基本計画の変更	(総合政策課)	11
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	11
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	12
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	12
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	12
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	13
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	13
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	14
○大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	14
○大規模小売店舗立地法第6条第3項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	15
○大規模小売店舗立地法第6条第4項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	15
○大規模小売店舗立地法第6条第5項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	16
○大規模小売店舗立地法第6条第6項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	16
○大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課)	16
○意見公募の結果の公示	(財産活用課)	17
○特定危険薬物の指定の失効	(薬務課)	17
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	18
○特定非営利活動法人の設立の認証申請	(社会活動推進課)	18
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	18

○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) ……………19

告示

福岡県告示第786号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成28年11月11日

福岡県知事 小川 洋

- 1 区域の名称 猪位金
- 2 区域の所在地 田川市大字猪国
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から12号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と12号とを結んだ線に囲まれた区域

所在地	地番	標柱番号
田川市大字猪国	1513番地先道路敷	1号
	1589番1地先道路敷	2号
	1607番2	3号
	1607番4	4号
	1581番	5号から9号まで
	1574番	10号
	1575番	11号
	1580番地先道路敷	12号

福岡県告示第787号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年11月11日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
久留米市山本町耳納字カナザイ2311の1から2311の3まで、字赤井2329、2337の2

、2337の1（次の図に示す部分に限る。）、字コウタケ2655の2・2655の3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字ナマヅガオ2656の35（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字カナザイ2311の3、2311の1・2311の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字赤井2329・2337の1・2337の2（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、字コウタケ2655の2・2655の3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字ナマヅガオ2656の35（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び久留米市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第788号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年11月11日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

八女市星野村字西山9421、9422

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字西山9421・9422（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第789号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年11月11日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

北九州市小倉南区大字頂吉字タブガ迫726、727

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第790号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成28年11月11日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

豊前市大字挾間1087の1、1087の2、1089から1093まで

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第791号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年11月11日

福岡県知事 小川 洋

- 1 解除予定保安林の所在場所
宮若市三ヶ畑字久保1850の4（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
- 3 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び宮若市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第792号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
平成28年11月11日

福岡県知事 小川 洋

- 1 解除予定保安林の所在場所
宮若市三ヶ畑字久保1855の2
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

福岡県告示第793号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。
その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。
平成28年11月11日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
南筑後	県道	湯辺田 瀬 高 線	前	みやま市瀬高町 廣瀬1009番1先 から みやま市瀬高町 小田229番2先 まで	5.1 ～ 31.0	2,324.4	
			後	みやま市瀬高町 廣瀬1009番1先 から みやま市瀬高町 小田229番2先 まで	5.1 ～ 31.0	2,324.4	
			後	みやま市瀬高町 廣瀬1009番1先 から みやま市瀬高町 小田229番2先 まで	8.8 ～ 36.9	2,476.0	うち県道 唐尾 広川線 重用延長 489.0 メートル

福岡県告示第794号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。
平成28年11月11日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定する形質変更時要届出区域
糟屋郡志免町別府西一丁目984番1の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
砒素^ひ及びその化合物
ふっ素及びその化合物
- 3 規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

福岡県告示第795号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のように特定猟具（銃器）使用禁止区域を指定するので、同条第12項において準用する同法第34条第3項の規定により公示する。

平成28年11月11日

福岡県知事 小川 洋

1 駕与丁特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

糟屋郡粕屋町のうち、J R篠栗線と同町と同郡篠栗町の境界線との交点を起点とし、同境界線を南へ進み同郡粕屋町と同郡須恵町との境界線に接続し、同境界線を西へ進みJ R香椎線に接続し、同鉄道を北西へ進みJ R長者原駅に至り、同駅からJ R篠栗線を北東へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

平成28年11月15日から

平成38年11月14日まで

2 多々良川北部特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

福岡市東区のうち、国道3号と市道千早土井線との交点を起点とし、同市道を南東へ進み市道土井多田羅線に接続し、同市道を南西へ進み市道多々良1906号線に接続し、同市道を北西へ進み県道多田羅名島線に接続し、同県道を北西へ進み国道3号に接続し、同国道を北東へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

平成28年11月15日から

平成38年11月14日まで

3 小倉南特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

北九州市小倉南区及び門司区のうち、主要地方道門司行橋線の旧道と県道井ノ浦港線との交点を起点とし、同県道を南へ進み市道大字恒見2号線との交点に至り、

その交点から南東3.5キロメートルに位置する羽島の北端を直線で結び、同島全域を含み同市小倉南区と京都郡苅田町との境界線を直線で結び、同境界線を南西に進み国道10号に至り、同国道を北西に進み同国道と主要地方道門司行橋線との分岐点に至り、同主要地方道を北西へ進み市道葛原東44号線の接続点に至り、同主要地方道を北東に進み同主要地方道の新道と旧道との分岐点に至り、旧道を東及び北へ進み旧道と新道との合流点を経て、同主要地方道を北東へ進み同主要地方道の新道と旧道との分岐点に至り、旧道を北東へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

平成28年11月15日から

平成38年11月14日まで

4 天神山特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

行橋市のうち、県道長尾稗田平島線と県道天生田吉国線との交点を起点とし、同県道を南へ進み主要地方道椎田勝山線に接続し、同主要地方道を西に進み市道豆田寺ヶ追線に接続し、同市道を北へ進み県道長尾稗田平島線に接続し、同県道を東へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

平成28年11月15日から

平成38年11月14日まで

5 穎田神籠石特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

飯塚市のうち、市道正境古賀の下線と市道水落悪所谷線との交点を起点とし、同市道を東へ進み神籠石溜池管理道に接続し、同管理道を東へ進み稜線に接続し、同稜線を南へ進み市道正境古賀の下線に接続し、同市道を北西へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

平成28年11月15日から

平成38年11月14日まで

6 殿川ダム特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

京都郡苅田町のうち、内尾薬師参道の洞門入口を起点とし、同参道を東へ進み県営殿川ダム堰堤に接続し、同堰堤を南へ進み主要地方道苅田採銅所線に接続し、同主要地方道を西へ進み宇部興産東鉱山道路との交点に至り、同点と起点を直線で結び起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

平成28年11月15日から

平成38年11月14日まで

7 山口ダム特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

京都郡苅田町のうち、山口ダム付替道と主要地方道苅田採銅所線との交点を起点とし、同主要地方道を南西に進み山口ダム堰堤との交点に至り、同堰堤を西に進み山口ダム付替道との交点に至り、同付替道を北西及び東に進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

平成28年11月15日から

平成38年11月14日まで

福岡県告示第796号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定に基づき、次のように鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により公示する。

平成28年11月11日

福岡県知事 小川 洋

1 若杉山鳥獣保護区

(1) 区域

糟屋郡篠栗町のうち、県道谷尾仲線と主要地方道福岡篠栗線との交点を起点とし、同主要地方道を東へ進み国道201号に接続し、同国道を東へ進み町道鳴瀬萩尾線に接続し、同町道を北へ進み糟屋郡篠栗町大字篠栗と糟屋郡篠栗町大字萩尾との境

界線に接続し、同境界線を東へ進み糟屋郡篠栗町と宮若市との境界線に接続し、同境界線を南東へ進み糟屋郡篠栗町、宮若市及び飯塚市との境界線分岐点に至り、糟屋郡篠栗町と飯塚市との境界線を南東及び南西へ進み糟屋郡篠栗町、飯塚市及び糟屋郡須恵町との境界線分岐点に至り、糟屋郡篠栗町と糟屋郡須恵町との境界線を西へ進み町道乙犬切通線に接続し、同町道を北東へ進み町道乙犬中園線に接続し、同町道を東へ進み県道谷尾仲線に接続し、同県道を北へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

平成28年11月15日から

平成38年11月14日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 指定目的

当該区域は、糟屋郡篠栗町南部の若杉山を中心とした地域であり、豊かな自然の中で多くの野生鳥獣が生息している。また、ほぼ全域が太宰府県立自然公園内にあり、福岡市近郊でもあることから、多くの県民の憩いの場となっている。したがって、県指定の鳥獣保護区に指定し、野生鳥獣の生息環境の保全を図るものである。

ウ 保護管理方針

- (ア) 鳥獣の生息状況調査を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- (イ) 鳥獣の違法捕獲防止、制札等の維持管理のため、随時巡視を行う。
- (ウ) 環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化し、指定目的及び生息状況に照らして必要があると認める場合には、関係機関と連携し、保全事業の実施により生息環境の改善に努めるものとする。

2 福岡市鳥獣保護区

(1) 区域

福岡市のうち、福岡市と糟屋郡新宮町との境界線と西鉄貝塚線との交点を起点とし、同鉄道を南へ進み国道3号に接続し、同国道を南へ進み県道多田羅名島線に接

続し、同県道を南東へ進み県道町川原福岡線に接続し、同県道を南へ進み主要地方道福岡直方線に接続し、同主要地方道を南西へ進み主要地方道福岡太宰府線に接続し、同主要地方道を西へ進み国道3号に接続し、同国道を南へ進み市道博多姪浜線に接続し、同市道を南西へ進み市道長浜博多駅1号線に接続し、同市道を南へ進み、市道長浜博多駅2号線に接続し、同市道を南へ進み主要地方道福岡筑紫野線に接続し、同主要地方道を南東へ進み国道385号に接続し、同国道を南へ進み福岡市と筑紫郡那珂川町との境界線に接続し、同境界線を南西へ進み福岡市南区と福岡市早良区との境界線に接続し、同境界線を北へ進み旧福岡市と旧早良町との境界線に接続し、同境界線を北西へ進み国道263号に接続し、同国道を北へ進み市道西新荒江線に接続し、同市道を北へ進み市道鳥飼姪の浜線に接続し、同市道を西へ進み市道都市高速鉄道1号線側道3号線に接続し、同市道を西へ進み市道都市高速鉄道1号線側道1号線に接続し、同市道を西へ進みJR姪浜駅に至り、同駅からJR筑肥線を西へ進みJR今宿駅に至り、同駅から県道今宿停車場線を北へ進み市道千代今宿線に接続し、同市道を西へ進み主要地方道福岡志摩前原線に接続し、同主要地方道を北西へ進み主要地方道福岡志摩線に接続し、同主要地方道を西へ進み市道田尻2089号線に接続し、同市道を北へ進み市道横浜今出線に接続し、同市道を北西へ進み市道田尻2033号線に接続し、同市道を北東へ進み今出第二池の東端に至り、同池北東岸を北西へ進み、その延長線と市道田尻2035号線との交点に至り、同市道を北東へ進み市道田尻2036号線に接続し、同市道を北西へ進み市道田尻2028号線に接続し、同市道を北東へ進み市道田尻2039号線に接続し、同市道を北西へ進みその延長線と端梅寺河口堤防との交点に至り、同堤防を南西へ進み市道田尻2053号線に接続し、同市道を南へ進み主要地方道福岡志摩線に接続し、同主要地方道を西へ進み県道大原周船寺停車場線に接続し、同県道を北へ進み主要地方道福岡志摩前原線に接続し、同主要地方道を北西へ進み県道宮ノ浦前原線に接続し、同県道を北東へ進み市道宮ノ浦唐泊線に接続し、同市道を北東へ進み市道宮浦2861号線に接続し、同市道を東へ進み市道宮浦3444号線に接続し、同市道を北東へ進み、その延長線と春分の日と秋分の日の干潮時海岸線（以下「干潮時海岸線」という。）との交点に至り、干潮時海岸線を南へ進み福岡市西区字山田と福岡市西区字嶽野との境界線の交点に至り、同交点と能古島の白鳥崎を直線で結び、同点から干潮時海岸線を南へ進み大泊波

止に至り、同点と志賀島橋西端を直線で結び、同点から干潮時海岸線を西へ進み福岡市と糟屋郡新宮町との境界線に接続し、同境界線を東へ進み起点に至る線によって囲まれた区域（国指定和白干潟・多々良川河口鳥獣保護区の区域を除く。）並びに福岡市、糟屋郡新宮町及び糟屋郡久山町のうち、国道3号と福岡市と糟屋郡新宮町の境界線との交点を起点とし、同境界線を南東へ進み国有林51林班界に接続し、同林班界を東へ進み糟屋郡新宮町と糟屋郡久山町との境界線に接続し、同境界線を東へ進み県道山田新宮線に接続し、同県道を南へ進み主要地方道筑紫野古賀線に接続し、同主要地方道を南へ進み県道猪野土井線に接続し、同県道を南西へ進みJR香椎線に接続し、同鉄道を北西へ進み国道3号に接続し、同国道を北東へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

平成28年11月15日から

平成38年11月14日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分

集団渡来地の保護区

イ 指定目的

当該区域は、博多湾沿岸を含んでおり、クロツラヘラサギ等の絶滅危惧種をはじめとした多くの渡り鳥の越冬地として重要な地域である。また、立花山や油山をはじめとする森林地帯は、多くの野生鳥獣が生息しており、都市近郊林として市民の憩いの場でもある。したがって、県指定の鳥獣保護区に指定し、野生鳥獣の生息環境の保全を図るものである。

ウ 保護管理方針

(ア) 鳥獣の生息状況調査を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

(イ) 鳥獣の違法捕獲防止、制札等の維持管理のため、随時巡視を行う。

(ウ) 環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化し、指定目的及び生息状況に照らして必要があると認める場合には、関係機関と連携し、保全事業の実施により生息環境の改善に努めるものとする。

3 日向神鳥獣保護区

(1) 区域

八女市のうち、市道月足平野線と市道平野古敷岩屋線との交点を起点とし、同市道を東へ進み市道岩屋ノ迫谷熊ノ内線に接続し、同市道を南東へ進み市道日向神線に接続し、同市道を南西へ進み旧黒木町と旧矢部村との境界線の交点へ至り、同交点から歩道を南東へ進み林道高取線に接続し、同林道を南へ進み林道高取支線2号線に接続し、同林道を東へ進み市道桑ノ平線に接続し、同市道を南へ進み主要地方道八女小国線に接続し、同主要地方道を南へ進み国道442号に接続し、同国道を北西へ進み市道月足平野線に接続し、同市道を北東へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

平成28年11月15日から
平成38年11月14日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 指定目的

当該区域は、矢部川上流の旧黒木町東部と旧矢部村西部に位置する日向神ダムとその周辺の地域であり、全域が矢部川県立自然公園に指定されている。指定区域の2割弱をダム水面が占めており、また、豊かな植生にも恵まれているため、野生鳥獣の生息に適した地域である。したがって、県指定の鳥獣保護区に指定し、野生鳥獣の生息環境の保全を図るものである。

ウ 保護管理方針

- (ア) 鳥獣の生息状況調査を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- (イ) 鳥獣の違法捕獲防止、制札等の維持管理のため、随時巡視を行う。
- (ウ) 環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化し、指定目的及び生息状況に照らして必要があると認める場合には、関係機関と連携し、保全事業の実施により生息環境の改善に努めるものとする。

4 上野鳥獣保護区

(1) 区域

田川郡福智町のうち、福智山山頂を起点とし、同町と北九州市との境界線を南へ進み旧赤池町と旧方城町との境界線に接続し、同境界線を南西へ進み県営弁城ダム堰堤に至り、同ダム堰堤を北へ進み岩屋川に接続し、同川を下り里道に接続し、同里道を西へ進み町道岩谷口寺谷線に接続し、同町道を北西へ進み町道寺谷線に接続し、同町道を南西へ進み町道寺谷八幡線に接続し、同町道を西へ進み主要地方道北九州小竹線に接続し、同主要地方道を北へ進み町道入来高鶴線に接続し、同町道を北西へ進み町道徳市皿山線に接続し、同町道を北東へ進み町道天郷・皿山線に接続し、同町道を北西へ進み田川郡福智町と直方市との境界線に接続し、同境界線を北東へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

平成28年11月15日から
平成38年11月14日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 指定目的

当該区域は、福智山と鷹取山の南麓に位置し、北九州国定公園及び筑豊県立自然公園に指定され、豊かな自然林の中で、サシバ等の希少種を始めとした多くの野生鳥獣が生息及び繁殖している。したがって、県指定の鳥獣保護区に指定し、野生鳥獣の生息環境の保全を図るものである。

ウ 保護管理方針

- (ア) 鳥獣の生息状況調査を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- (イ) 鳥獣の違法捕獲防止、制札等の維持管理のため、随時巡視を行う。
- (ウ) 環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化し、指定目的及び生息状況に照らして必要があると認める場合には、関係機関と連携し、保全事業の実施により生息環境の改善に努めるものとする。

5 津屋崎干潟鳥獣保護区

(1) 区域

福津市のうち、県道渡津屋崎線の津屋崎橋東側を起点とし、同県道を北西へ進み

市道内海・池尻・森ノ下線に接続し、同市道を北東へ進み市道勝浦・須多下線に接続し、同市道を南東へ進み県道玄海田島福岡線に接続し、同県道を南西へ進み同県道に添った辨財天社に至り、同社の敷地の南側境界線を西へ進み湾の護岸に接続し、同護岸を南西へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

平成28年11月15日から

平成38年11月14日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分

集団渡来地の保護区

イ 指定目的

当該区域は、玄海灘に接した細長い内湾の干潟であり、多くの鳥類が確認されており、クロツラヘラサギやツクシガモの希少種を始めとした多くの渡り鳥の越冬地となっている。このため、県指定鳥獣保護区に指定し、鳥類の生息環境の保全を図るものである。

ウ 保護管理方針

(ア) 鳥獣の生息状況調査を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

(イ) 鳥獣の違法捕獲防止、制札等の維持管理のため、随時巡視を行う。

(ウ) 環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化し、指定目的及び生息状況に照らして必要があると認める場合には、関係機関と連携し、保全事業の実施により生息環境の改善に努めるものとする。

公告

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により朝倉市から送付のあった次の都市計画の図書を福岡県建築都市部下水道課において公衆の縦覧に供する。

平成28年11月11日

福岡県知事 小川 洋

甘木都市計画下水道の変更（朝倉市決定）（平成28年10月14日朝倉市告示第217号）

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定に基づき、平成28年度における地籍調査事業計画の一部を次のとおり変更したので、同条第5項の規定により公示する。

平成28年11月11日

福岡県知事 小川 洋

変更前

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
北九州市	小倉南区 沼本町一丁目・二丁目、沼緑町一丁目・二丁目・三丁目・四丁目・五丁目、沼南町一丁目、葛原東二丁目・三丁目、大字沼の各一部 八幡西区 大字本城、御開四丁目・五丁目の各一部	平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで

変更後

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
北九州市	小倉南区 沼本町一丁目・二丁目・三丁目、沼緑町一丁目・二丁目・三丁目・四丁目・五丁目、沼南町一丁目、葛原東一丁目・二丁目・三丁目・五丁目、大字沼の各一部 八幡西区 大字本城、御開四丁目・五丁目の各一部	平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定に基づき、平成28年度における地籍調査事業計画の一部を次のとおり変更したので、同条第5項の規定により公示する。

平成28年11月11日

福岡県知事 小川 洋

変更前

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
柳川市	西蒲池、東蒲池、矢加部、立石	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
大川市	新田の一部、九網、一木	〃

変更後

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
柳川市	西蒲池、東蒲池、矢加部、立石	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
	金納、高島	平成28年10月26日から平成29年3月31日まで
大川市	新田・一木の各一部、九網	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
	津・小保・酒見の各一部、榎津、向島	平成28年10月26日から平成29年3月31日まで

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年11月11日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

宗像市河東字福崎の前1062番4、1062番5、1063番1、1063番3、1070番1、1071番1、1072番1及び1072番3

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

古賀市新原840番地
社会福祉法人敬愛会
理事長 末松 正幸

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36

条第3項の規定により公告する。

平成28年11月11日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

古賀市今の庄二丁目2649番3及び2649番6から2649番37まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

北九州市八幡西区幸神四丁目7番6号

辰巳開発株式会社

代表取締役 今村 重記

公告

総合特別区域法（平成23年法律第81号）第26条第1項の規定に基づき、指定法人の指定をしたので、総合特別区域法施行規則（平成23年内閣府令第39号）第17条第10項の規定により次のように公示する。

平成28年11月11日

福岡県知事 小川 洋

法人の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期間
日本エア・リキード株式会社	東京都港区芝浦三丁目4番1号グランパークタワー	平成28年10月26日	平成31年10月25日まで

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業の施行に係る地域の換地計画を平成28年10月26日付けで定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成28年11月11日

福岡県知事 小川 洋

換地計画を定めた地域	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所

行橋市大字上稗田、下稗田、前田、中川、上検地及び下検地の各一部（前田地区）	換地計画書の写し	平成28年11月11日から平成28年12月12日まで	行橋市役所 農林水産課
---------------------------------------	----------	----------------------------	----------------

公告

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第66条第1項の規定に基づき、次の宅地建物取引業者の免許を取り消したので、同法第70条第1項の規定により公告する。

平成28年11月11日

福岡県知事 小川 洋

免許番号	商号及び代表者の氏名	事務所の所在地
福岡県知事（6） 第11913号	株式会社かすや 代表者 栗原 信三	糟屋郡粕屋町大字大隈1229

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年11月11日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡新宮町下府七丁目840番197及び840番323から840番330まで
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市博多区博多駅前三丁目2番1号（日本生命博多駅前ビル2階）
積和不動産九州株式会社
代表取締役 広松 幹雄

公告

福岡県土地利用基本計画（昭和50年9月22日策定）を平成28年10月17日付けで変更したので、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第14項において準用する同条第13項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成28年11月11日

福岡県知事 小川 洋

- 変更に係る事項
福岡県土地利用基本計画図の森林地域の区域
- 変更の内容
計画図

変更する地域名	変更する区域	関係市町村
森林地域	次の図面のとおり	北九州市、福岡市、飯塚市、筑紫野市、春日市、宗像市、宮若市、嘉麻市、遠賀郡遠賀町、鞍手郡小竹町、田川郡香春町、赤村

（「次の図面」は省略し、福岡県企画・地域振興部総合政策課並びに関係市役所及び町村役場において縦覧に供する。）

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年11月11日

福岡県知事 小川 洋

- 届出年月日
平成28年10月19日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 レガネットマルシェ岡垣
 - 所在地 遠賀郡岡垣町百合ヶ丘二丁目1番16号
- 大規模小売店舗の名称

変更前	変更後
フレッシュ8エブリィ岡垣店	レガネットマルシェ岡垣

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社スーパー大栄 代表取締役 松島 三秋 北九州市八幡西区中須一丁目1番7号	株式会社西鉄ストア 代表取締役 玉木 浩 筑紫野市針摺中央二丁目16番14号
株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田 昇 群馬県高崎市栄町1番1号	株式会社ヤマダ電機 代表取締役 桑野 光正 群馬県高崎市栄町1番1号
袋 光代 遠賀郡岡垣町中央台三丁目21番9号	袋 光代 遠賀郡岡垣町中央台三丁目21番9号

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年11月11日

福岡県知事 小川 洋

- 1 届出年月日
平成28年10月19日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 レガネット東郷
 - (2) 所在地 宗像市田熊四丁目1141番9 外
- 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社西鉄ストア 代表取締役 築嶋 俊之	株式会社西鉄ストア 代表取締役 玉木 浩

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社西鉄ストア 代表取締役 築嶋 俊之 筑紫野市針摺中央二丁目16番14号	株式会社西鉄ストア 代表取締役 玉木 浩 筑紫野市針摺中央二丁目16番14号
-	株式会社サンドラッグ 代表取締役 赤尾 主哉 東京都府中市若松町一丁目38番地の1
-	株式会社オーリン 代表取締役 川上 栄二 筑紫野市大字原166番地の193
-	株式会社花新 代表取締役 白川 多鶴子 宗像市田島1115番地

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年11月11日

福岡県知事 小川 洋

- 1 届出年月日
平成28年10月19日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 西鉄ストア太宰府店

(2) 所在地 太宰府市五条二丁目22番7号

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社西鉄ストア 代表取締役 築嶋 俊之	株式会社西鉄ストア 代表取締役 玉木 浩

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社西鉄ストア 代表取締役 築嶋 俊之 筑紫野市針摺中央二丁目16番14号	株式会社西鉄ストア 代表取締役 玉木 浩 筑紫野市針摺中央二丁目16番14号
株式会社リョーユーパン 代表取締役 恵良 薫 大野城市旭ヶ丘一丁目7番1号	株式会社リョーユーパン 代表取締役 北村 俊策 大野城市旭ヶ丘一丁目7番1号
株式会社花かざ 代表取締役 原 経博 福岡市西区愛宕一丁目16番35号	株式会社花かざ 代表取締役 原 経博 福岡市西区愛宕一丁目16番35号
有限会社美しま薬局 代表取締役 浦口 眞喜男 太宰府市五条二丁目22番7号	有限会社美しま薬局 代表取締役 浦口 眞喜男 太宰府市五条二丁目22番7号
株式会社キャンドウ 代表取締役 城戸 一弥 東京都新宿区北新宿二丁目21番1号	株式会社キャンドウ 代表取締役 城戸 一弥 東京都新宿区北新宿二丁目21番1号
-	株式会社しまむら 代表取締役 野中 正人 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号
-	福留ハム株式会社 代表取締役 中島 修治 広島県広島市西区草津港二丁目6番75号
-	天翔物産株式会社 代表取締役 孟 翔 熊本県熊本市東区長嶺東八丁目1番89号

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年11月11日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成28年10月19日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 西鉄ストア朝倉街道店

(2) 所在地 筑紫野市針摺中央二丁目16番14号

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
有限会社徳光興産 代表取締役 平井 一三 筑紫野市針摺西二丁目8番21号	有限会社徳光興産 代表取締役 平井 寛子 筑紫野市針摺中央二丁目2番10号

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年11月11日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成28年10月19日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 福津ショッピングセンター
- (2) 所在地 福津市宮司二丁目1番10号

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社西鉄ストア 代表取締役 築嶋 俊之 福岡市中央区大名一丁目4番1号	株式会社西鉄ストア 代表取締役 玉木 浩 筑紫野市針摺中央二丁目16番14号

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社西鉄ストア 代表取締役 築嶋 俊之 福岡市中央区大名一丁目4番1号	株式会社西鉄ストア 代表取締役 玉木 浩 筑紫野市針摺中央二丁目16番14号
-	株式会社ジオホールディングス 代表取締役 遠藤 結蔵 愛知県名古屋市中区富士見町8番8号
-	株式会社大創産業 代表取締役 矢野 博丈 広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号
-	株式会社マツモトキヨシ九州販売 代表取締役 宮田 亮史 福岡市博多区住吉二丁目2番1号
-	深田 重實 福津市津屋崎838-2
-	株式会社花かず 代表取締役 原 経博 福岡市西区愛宕一丁目16番35号

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり

公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年11月11日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成28年10月19日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 にしてつストア中間店
- (2) 所在地 中間市東中間一丁目8番8号

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
筑豊電気鉄道株式会社 代表取締役 川上 正治	筑豊電気鉄道株式会社 代表取締役 白水 清隆

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社西鉄ストア 代表取締役 築嶋 俊之 筑紫野市針摺中央二丁目16番14号	株式会社西鉄ストア 代表取締役 玉木 浩 筑紫野市針摺中央二丁目16番14号
-	株式会社オーリン 代表取締役 川上 栄二 筑紫野市大字原166番地の193

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振

興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年11月11日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成28年10月19日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 にしてつストア牛頸店

(2) 所在地 大野城市若草三丁目1番1号 外1筆

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社西鉄ストア 代表取締役 築嶋 俊之	株式会社西鉄ストア 代表取締役 玉木 浩

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社西鉄ストア 代表取締役 築嶋 俊之 筑紫野市針摺中央二丁目16番14号	株式会社西鉄ストア 代表取締役 玉木 浩 筑紫野市針摺中央二丁目16番14号
株式会社花かず 代表取締役 原 経博 福岡市西区愛宕一丁目16番35号	株式会社花かず 代表取締役 原 経博 福岡市西区愛宕一丁目16番35号
廣瀬義幸 大野城市若草三丁目13番4号	-

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振

興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年11月11日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成28年10月19日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 にしてつストア三潯店

(2) 所在地 久留米市三潯町早津崎811番1号 外7筆

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社西鉄ストア 代表取締役 築嶋 俊之 福岡市中央区大名一丁目4番1号	株式会社西鉄ストア 代表取締役 玉木 浩 筑紫野市針摺中央二丁目16番14号

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社西鉄ストア 代表取締役 築嶋 俊之 福岡市中央区大名一丁目4番1号	株式会社西鉄ストア 代表取締役 玉木 浩 筑紫野市針摺中央二丁目16番14号

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年11月11日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成28年10月20日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 (仮称) ドラッグコスモス北野店
(2) 所在地 久留米市北野町高良字藪ノ上1469-3 外5筆

3 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
東京センチュリーリース株式会社 代表取締役 浅田 俊一 東京都千代田区神田練堀町3番地	東京センチュリー株式会社 代表取締役 浅田 俊一 東京都千代田区神田練堀町3番地

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年11月11日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成28年10月20日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 スーパードラッグコスモス西浜田店
(2) 所在地 大牟田市西浜田町17番1 外

3 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
東京センチュリーリース株式会社 代表取締役 浅田 俊一 東京都千代田区神田練堀町3番地	東京センチュリー株式会社 代表取締役 浅田 俊一 東京都千代田区神田練堀町3番地

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年11月11日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成28年10月20日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 (仮称) ドラッグコスモス吉田南店
(2) 所在地 遠賀郡水巻町吉田南一丁目1038-17 外

3 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
東京センチュリーリース株式会社 代表取締役 浅田 俊一 東京都千代田区神田練堀町3番地	東京センチュリー株式会社 代表取締役 浅田 俊一 東京都千代田区神田練堀町3番地

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年11月11日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成28年10月20日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 (仮称) ドラッグコスモス宇美店

(2) 所在地 糟屋郡宇美町宇美中央二丁目3269-7、3270-1、3270-2、3271-1、3275-2

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称		住所
株式会社コスモス薬品	代表取締役 宇野 正晃	福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称		住所
株式会社コスモス薬品	代表取締役 宇野 正晃	福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

4 大規模小売店舗を新設する日

平成29年6月21日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,089.44平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
店舗東側	40
合計	40

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
店舗北側	6
合計	6

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
店舗南東側	27.0
合計	27.0

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)

店舗建物内南東側	7.80
合計	7.80

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻	閉店時刻
午前9時00分	午後10時00分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分～午後10時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位置
出入口No.1	敷地北東側
出入口No.2	敷地北側
合計	2箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時00分～午後11時00分

公告

福岡県財務規則の一部を改正する規則案について、平成28年8月24日から平成28年9月23日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、原案のとおり平成28年11月11日に公布しました。

平成28年11月11日

福岡県知事 小川 洋

問合せ先

総務部財産活用課調整係

電話：092-643-3086

メールアドレス：zaisan@pref.fukuoka.lg.jp

公告

福岡県薬物の濫用防止に関する条例（平成26年福岡県条例第57号）第16条第1項の規定により特定危険薬物の指定が次のとおり効力を失うので、公告する。

平成28年11月11日

福岡県知事 小川 洋

1 失効する特定危険薬物の名称

化学名 N-（2-フルオロフェニル）-2-メトキシ-N-（1-フェネチルピペリジン-4-イル）アセトアミド及びその塩類

2 失効の理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（平成28年厚生労働省令第165号）の施行により、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する大臣指定薬物に指定されるに至ったため。

3 失効年月日

平成28年11月11日

4 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年11月11日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島市油比字前新開520番3

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

糸島市前原東一丁目3番36号

木龍 光、木龍 美穂

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成28年11月11日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成28年10月21日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人K'sグループジャパン

(2) 代表者の氏名

田中 勝頼

(3) 主たる事務所の所在地

田川市大字弓削田267番地1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、少年院を出院して帰る場所のない青少年に対して、自立準備に関する事業を行い、当人の再起と社会の安全に寄与することを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成28年11月11日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成28年10月12日

2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
特定非営利活動法人AFO
- (2) 代表者の氏名
今村 一宏
- (3) 主たる事務所の所在地
田川市大字弓削田1765番6
- (4) 定款に記載された目的

(旧)

この法人は、障害者及び求職困難者に対して雇用問題や雇用の拡大を図っていく
為に無料職業紹介事業を行う。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づいた就労移
行支援、就労継続支援A型B型、共同生活援助事業、自立訓練事業、特定相談支援
事業及び一般相談支援事業を行う。

雇用の増進と地域の産業、経済の活性化を図るための職業紹介事業、障害福祉サ
ービスを推進し社会全体の公益に寄与することを目的とする。

(新)

この法人は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基
づいた障害福祉サービス事業を行う。障害者及び求職困難者に対して雇用問題や雇
用の拡大を図っていくために無料職業紹介を行う。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非
営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第
10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成28年11月11日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成28年10月25日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
特定非営利活動法人どうぶつ村
- (2) 代表者の氏名
檜崎 眞治
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡市東区筥松二丁目21番18-201号
- (4) 定款に記載された目的

動物飼養者の観点で次世代につながる、人とペットとの良好なる関係改善を多角
的に思考し行動することで、ペットを媒体とした『人間性の回復』『街づくり』を
提言実行する一般飼養者の集団形成を行うことにより、美しい街づくりを行い、市
民生活を豊かにすることを目的とする。